

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成 26 年 8 月 19 日（火）10：28～11：23

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション 代表取締役社長

<関係省庁>

渕上 和之 林野庁経営企画課長

小島健太郎 林野庁経営企画課企画官

諏訪 幹夫 林野庁経営企画課課長補佐

長谷川健一 林野庁経営企画課係長

田口 譲 林野庁業務課企画官

田原 正純 林野庁業務課課長補佐

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 国有林野の民間開放について

3 閉会

○藤原次長 続きましてでございますが、国有林野の民間開放ということで、農水省の皆様においでいただいております。

臨時国会等に向けて追加の規制改革メニューをワーキンググループで議論すべきということを、6月の改訂成長戦略に明記しておりますので、議論させていただいているところでございますが、国有林野の民間開放につきましては、先日も有識者の方から御意見を伺

って、八田座長の御指示で関係省庁の方にきょうはおいでいただいたということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございました。

今、藤原次長からも御説明があったように、これは地方活性化のためにも非常に大きな課題だと思いますので、御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○渕上課長 林野庁国有林野部経営企画課長の渕上と申します。よろしくお願ひいたします。

お話をございましてから、幾つか説明していただきたい事項をお聞きしています。説明していただきたい事項ということで、国有林野の現況、どの程度国有林があるのかということと、管理は誰がどのような形で行っているのか。あと、民間委託に障害となる制度はあるのか。この3つについて御説明してくださいという話がありましたので、お手元にございます資料は林野庁の国有林の基本的によく使う資料でございますけれども、これに基づきまして御説明したいと思います。

1ページ目でございますけれども、「国有林野の現状」ということで、まず、国土面積が日本の場合、3,700万ヘクタール。そのうち3分の2が森林でございます。2,500万ヘクタールの森林。そのうち約3割、761万ヘクタールが林野庁所管の国有林ということになります。

見ていただくと、左に日本地図がございますけれども、分布は、歴史的な経緯もございますが、緑色のところが国有林でございまして、主に東日本ほうに分布が多いということで、北海道や東北のほうに国有林の面積が多い状況になっています。

管理自体は、ここに書いてございますけれども、7つの森林管理局がございます。この7つの森林管理局のもとに、98の森林管理署がございます。この98の森林管理署で緑色の国有林の管理をしているところでございます。直接、国の職員が管理をする仕組みになっています。

右のほうにございますけれども、「多様な自然を有する国有林」ということで、奥地が主になってくるわけですが、里山というよりも、どちらかというと、山の奥のほうが国有林の分布で、そういう意味でも、国土の保全だとか、水源の涵養、また、生物多様性の保全だとか、こういった公益的機能の発揮を求められている森林が非常に多いということでございまして、特に一番右にありますけれども、世界遺産の登録をしているところのコアのエリアは国有林が大半になっている。また、国立公園の6割が国有林だったり、国有林自体の9割が保安林という状況でございます。

次に「国有林野の管理経営」ということでございますけれども、国有林の管理経営につきましては、基本的に森林法に基づきまして、森林計画制度というものがございます。森林計画制度の中で民有林は地域森林計画、国有林もそれに基づきまして森林計画を立てま

す。各局、各署ごとに計画を立てまして、個別の、先ほども地図にありましたけれども、国有林全てのところに属地でどういった管理をしていくかという計画を常につくってまいります。そういう意味で、ここにありますように森林整備の推進ということで、地球温暖化防止のために吸収源対策としてしっかりと森林整備を進めるといった計画を立てたり、下のほうは山地災害の防止ですけれども、これは自然災害でございますので、急遽災害が起こりますが、この災害復旧も計画の中に組み入れて管理していくといった対応をさせていただいております。

また、右にございますように生物多様性の保全。先ほどお話をしましたけれども、世界遺産だとか、いろいろな生物多様性の保全のために重要な地域もきちっと管理していく。また、鳥獣被害対策ということで、最近は非常に鹿が多いわけでございまして、鹿の獣害被害が多いのですけれども、こういったものについても地域の方々と連携して、個体数管理に実際に取り組んでいくだとか、そういう取り組みをしております。

国有林の場合はこういった公益的機能の重視を管理経営の中で一層推進していくことで国民に対する貢献をしていくという1つの目標がございます。

また、次の3ページ目でございます。

国有林の場合は、約5,000名の職員がおりますけれども、国有林の組織・技術力・資源を活用しながら、民有林の経営に対しても積極的に支援をしていくということで、民有林も国有林も一緒なのですが、戦後植えてきた人工林がようやく伐期に達してきて、これから利用の時代に入ってまいります。

そういう意味で、特に木材を利用していく取り組みについては国有林がある意味、先頭に立って積極的に推進していく。そういうところで積極的な取り組みということで、国産材の供給についても貢献していかなければいけないですし、また、伐採した後の造林の技術についても積極的に進めていきたい。

さらには、国有林の場合は経営体が1つでございますので、規模感を持った管理経営ができますけれども、民有林のほうは非常に小規模分散的な配置になっております。そういう意味で、大きな施業ができるように経営計画を民有林のほうは立てて、スケール感のある団地設定、規模を拡大していくことを民有林の施策の中で進めております。

そういう意味で、国有林は分布によっては民有林と積極的に連携をして、一緒になつて路網を整備したり、ここにありますように協調出荷をしていくとか、こういった取り組みも進めています。

最後になりますけれども、次の4ページ目でございますが、ここにありますように「国民の森林（もり）」としての管理経営、地域振興への寄与、さらには東日本大震災からの復旧・復興への貢献といったことで、あくまで国有林は国民共通の財産でございます。こういった国民共通の財産ということで、地域における資源ということで、地域振興にも寄与しなければならないですし、国民全てに対して寄与していくといった義務もございます。

そういう中で、地域の中では国民が積極的に森林（もり）づくりに活動をやるフィー

ルドの提供だとか、地域の「木の文化」の継承への貢献とありますように、将来的な社寺・仏閣の資材も積極的につくっていこうという取り組みをやっております。

さらにはここにありますが、右側にあります東日本の青森から岩手、福島の海岸防災林が被災したわけですけれども、海岸防災林を積極的に復旧・復興していくという取り組みをしておりまますし、福島の放射性物質の問題については、森林除染の技術開発といったものにも取り組んでいるところでございます。

ちょっと言い忘れましたけれども、3ページ目にあります国有林の管理経営に当たっては、基本的には伐採だとか、造林だとか、そういった施業の実施については民間の方々に全てやっていただくということで、民間委託を全面的にさせていただいている状況でございます。

以上、簡単ですけれども、とりあえず、この資料の御説明で終わらせていただきたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今の最後の民間委託をいろいろなさっていらっしゃるということに関して、何種類かタイプがあるのではないかと思うのですが、そこについてちょっと御説明いただけますか。

○渕上課長 タイプといいますか、事業自体は例えば管理していくときに、森林の管理をやる場合に道をつくったりします。林道をつくったり、そういった工事については地元の建設業者さんに一般競争入札で道をつくっていただく。こういったことでございますし、災害復旧に当たっては、災害普及のための治山の工事だとか緑化についてもうちの職員がじかにやるのではなくて、基本的に地域の方々、建設会社さんだとか、そういった方々にやっていただいている。これが1つです。

それと、今度は木を切るほうです。伐採するほうについても請負の事業ということで民間に委託して、林業事業体さん、素材生産事業をやられる方々に伐採をしていただく。

○八田座長 間伐ですか。

○渕上課長 間伐もありますし、主伐もあります。

それと、その後、木を植えるほう、植栽、造林事業についても地元の民間の事業体さんに一般競争入札で事業をやっていただく。

また、最近は再造林するコストをどれだけ落とすかというところが林業再生の1つのキーワードになっています。そういう意味では、今までばらばらに発注していたものを切った人に植えてもらう仕組みづくりにも挑戦をしようとしています。これは植物生理学上、通常だと、これまで秋と春しか植えられなかつたのですけれども、技術開発をしていつて、今、通年で植えられる苗木を開発して、そういうものであれば伐採した直後にセットで植えていけるということも可能になりました。これは民間のほうでは余りやっていないのですが、国有林でセットで発注することによってコストを落とす。こういったトライアルを今、積極的に国有林の中で進めています。また、そういったところの提案をしてくれる事業体の方々も育てていくというところも私ども国有林の大きな役目なのかな

と。民有林のほうにもその後、活躍してもらいたいという思いもございます。

そういう意味で、基本的に現場でやる施業は全面的に民間の方々にやっていただいている状況でございます。

○八田座長 先ほどの間伐をしたり、主伐をしたりしたときの材木を売って得た収入は請け負った人のところに行くのでしょうか。それとも、請負はあくまで作業に関してであつて、収入自体は林野庁に入ると。

○渕上課長 収入は管理している国有林の収入になります。あくまでもこういう切り方をしてくださいとか、こういう丸太を生産してほしいとか、こういったことを私どものほうで仕様書で発注をします。やり方によっては企画提案でこういったやり方でやるので、もう少し安くなりますとか、いい施業ができますという提案もいただきながら、そこは一般競争原理に基づいて企画提案も受け入れながら、技術の向上というところもあわせてやろうという取り組みをさせてもらっています。

○八田座長 先ほどいただいた絵で、3ページに民有林と国有林が入り組んでいるところがありますが、場所はどこですか。

○長谷川係長 島根県内の1つの事例です。

○八田座長 路網はこうやってつくったと。しかし、それぞれの生産量は、国有林は国有林、民有林は民有林で別に計画を立ててつくっているということですか。それとも、一括して民間の企業が全体の作業というか、この場合には材木の売り上げから成果まで全部ひっくるめて請け負うことができるのか。

○渕上課長 民有林と連携する施策は、国有林は一般会計化して、積極的に林業再生に貢献していくといった取り組みで、近年やり始めた施策でございます。

そういう意味では、これは恐らく計画図だとか、一部道が入っているだけで、実際に施業が入り出したのは最近のことでの、民有林さんのはうでまだこういったところで一緒に伐採をしていく事例は割と少ないです。

今、一生懸命やろうとしているのは、民有林のほうで伐採する人たちと国有林で伐採する人たちとやはり計画、路網は同じような路網をセットでつくってあげて、できれば、発注は別々ですけれども、売り先あたりは協調して出荷していくことは非常に大事なことだと。これは国産材の安定供給という観点では非常に重要なことなので、できるだけまとめてあげる。特に国有林の場合はロットが大きくて、この団地だけではなくてほかにもいっぱい団地がございますので、そういうところから、ここの団地ではことしは出ないかもしれませんでありますけれども、来年は別の団地から出る。再来年はこっちから出る。こういった形で毎年安定的に木材を供給する能力を持っています。そういうところは木材のマーケットに対しては非常に期待されているところでございます。出るか出ないかわからない。民有林の場合、経営規模が小さいので、ことしは出るけれども、来年は出ないとか、そういうところに対してボリューム感が出てこないので、外材に負けてしまっているという非常に厳しい現状があって、国産材の自給率が今、28%なのです。これをやはり上げてい

きたいのですが、資源はあるのですけれども、なかなか供給が安定化しないということで、私どもは最近非常に期待されているのは、国産材を安定供給するときに国有林材をある意味で言うと、ベースにしながら、そこを広げていく取り組みができないかというのは民有林だとか木材を使うほうのマーケットが非常に期待をされています。そういういたところも含めて、私どもは協調で出荷していく取り組みができないかといったことも進めています。

○八田座長 そうすると、島根の場合には、今のような生産の協調というところまではまだ行っていないですか。

○諏訪課長補佐 ここについてはまだ。ほかのところでは、全ての箇所とはいいませんけれども、今、言った路網ができる、計画ができる、一緒に出し始めたというのは現にござります。

○八田座長 一緒に出すときの意思決定がどっちかに集約されていれば非常に明解なのですけれども、2つで協議しながらということが現状だということですか。

○渕上課長 パターンによってちょっと違うのですけれども、出荷の仕方もいろいろあって、こういうふうに属地でひつついているところは、例えば一緒に土場を共通に持つ、一旦集積する場所を共通に使って、そこから一緒に出そうという取り組みをやりますし、また、場合によっては全然違うところ、民有林の団地、国有林の団地、違う団地なのですけれども、同じ工場に向けて、同じような材を同時期に出していく約束をしていく。それは協定を結んだりして、システム販売とは別の、林産物の安定供給の中で私どももシステム販売という競りとか入札ではなくて、大きな製材工場さんとか合板工場さんには、1年間にこれぐらいのボリューム、安定的な価格で出しましようという協定を結んで製材マーケットさんに提供しているのですが、これを同じように民有林も国有林と協定を結んで、この協定相手方と一緒にになって約束して出す。国産材は約束して出すという仕組みは実は余りないです。ほとんどが競り、入札で、約束しない売り方をやっているので価格が乱高下する。野菜とか魚と同じように、腐らないのですけれども、競り、入札という仕組み上、価格の乱高下。これが住宅メーカーとかが使う木材マーケットが一番嫌う、原材料がぶれるというか、価格の変動が多いものは物すごく使いづらいということで、国産材の今、一番弱点のところで、ここの仕組みづくりを何とか安定した値段で安定して供給しましょう。こういう流れを私どもは国有林材で今、つくっていこうとしていまして、それに民有林も協調しませんかという協定を結びませんかといった取り組みをやらせてもらっています。

○八田座長 今、おっしゃった線は非常に説得的なのですけれども、まさにその観点からなのですが、国で国有林を貸して経営させるという制度が昔からあると思うのですが、貸地ですね。

○渕上課長 昔からはない。

○八田座長 昔はあって、今、新しいものが余りないですね。

○渕上課長 昔もないですね。貸して経営させるというのは。

○田原課長補佐 貸して経営というよりは、分収造林と申しまして、最初から更地の状態で、最初から契約された方に育てていただいて、そこを管理していただく。伐採したときに例えれば8対2で分けようとか、そういう制度は今もございますので。

○八田座長 その場合は、林地に関しては一応、請け負ったところが借りているという形になるわけですか。

○田原課長補佐 そうですね。植えた木については共有の持ち物になりますので、ですから、お互いに育てていきましょう。切るときに収益を8対2で分けましょうという状態です。

○八田座長 そうすると、林地を公共から借りるというのがあったというのを聞いたのですが、これは県有林ですか。

○富屋室長代理 先生がおっしゃっているのは県の話だと思います。県はそういう貸地制度があるという事実は認識されていますか。

○諏訪課長補佐 県はいろいろなタイプが、県の財産でいろいろあると思うのですけれども、国でいうと、土地を貸すというよりかは、いわゆる上物と一緒に育てましょう。それをわかりやすく言うと、分け合いましょうというのでしょうか。木は育てている途中で分けることはできませんので、木を切った際にお金で分けるのか何かがありますけれども、そういう形が一般的には各地でいろいろな方がやられているのかなと思います。

○八田座長 もし、材木を入札ではなくて、国有林を入札で一定期間、15年とか20年、30年とか定期借地で貸して、そしてそれを入札で貸すから当然、国にはその収入が入ってくるわけです。こういう場所だと民有林と国有林と全部束ねて、借りたところが経営するようになると、今、おっしゃった問題がかなり解決すると思うのです。長期的に需給のことを考えて、どうどこの林でどう分配していくかということを統一的な意思決定ができる。

○渕上課長 意味がちょっとよくわからないのですけれども、ここにありますように、国有林は国有林で計画をつくっております。民有林は民有林で計画をつくられると思うのです。ここを協調させる。

○八田座長 全体を借りる。例えば民有林の周囲の保有者が国有林までひっくるめて、国有林も借りて、それをひっくるめて経営するとか、あるいはフィンランドのように、非常に多くの林地の所有者から請け負った会社が統一的に経営する会社が民有林についても、国有林についても統一的に経営する。あるいはもちろん国有林だけでもいいですよ。国有林だけでもそれを15年とか20年とかの期間を持つことによって、入札によって経営的に競わせる。そのかわり、今、おっしゃった材木の入札とはちょっと異なって、当然ここは長期的な計画を立てた上での入札になりますから、最新の経営的な能力をどんどん取り入れることができるのではないか。2つですね。経営的な能力と周囲の民有林との協調の開発が貸地という形でやるとうまくいくのではないか。そういうことはどうお考えでしょうか。

○渕上課長 先ほども言いましたように、国有林という1つの大きな経営体になっている

わけです。規模感を持った経営ができる、今、マーケットには非常に望まれているスタイルになってきているわけです。もう一つ、民有林のほうは今、八田先生からお話をありましたけれども、ヨーロッパのほうでも、所有形態が小さくてもまとめていくと。まとめて経営していくと。例えば国有林と同じように大きな経営体になってやっていく。スケールメリットをつくっていくのが日本の林業の中では大きな課題になっているわけです。基本的には民有林のそういった小規模な経営というか、所有に対する経営を積極的にまとめていこうといった施策を林野庁も積極的にやっております。基本的にはそういった形で、民有林の小規模なものを一生懸命、やはり経営を一本化する。受託して、一体化して、管理していくことをやることが本論だと思うわけです。ここに国有林を借りるという、相手は1つですから簡単なことなのですけれども、それをやり出したら、ある意味では本末転倒に。

○八田座長 そこがよくわからないのですが、まず、前段の民有林を集約する施策を進めていく。これはよくわかります。

先ほど国有林と民有林で材木の供給する時期の調整とか、そういうことを協定で今、やっているのだとおっしゃったのですが。

○渕上課長 やろうとしている。幾つか事例が出始めていると。

○八田座長 そういう協定が必要なように、実際問題として調整が必要ならば、それをとにかく国有林のその箇所に関して入札で貸し出して、そして一括した経営を何年間かやらせる。そっちのほうが国有財産の管理としては収入が上がるのではないかということなのです。

○渕上課長 収入が上がるというのがよく意味が。

○八田座長 入札するわけですから、何年かかけて貸して、その一番いい経営をすることができる。

○渕上課長 それは、伐採収入は全部国有林に来るということですか。

○八田座長 そうではないですよ。最初に入札するわけですね。もちろん最後のときに、15年目に返すときにどれだけの林を残しておかなければいけないという条件は当然つけなければいけないと思います。

○渕上課長 それは民間の方が自分たちで国有林の土地に植えるということではなくて。

○八田座長 そのことも含めて。

○渕上課長 植えるということだったら、先ほど言いましたような分収林制度がございますので、国有林の伐採跡地に民間の方に植えていただいて共有していくという仕組み。

○八田座長 それはもちろん大切ですけれども、分収造林は今もどんどん行われているのですか。そうすると、それはもちろんそうなのですが、それは何年間ぐらいの。

○田原課長補佐 60年とか80年とかですね。やはり植えてから最後に切るまでですので、長期間になります。

○八田座長 今はどのくらいのスケールで行われているものなのですか。国有林を皆伐し

たりするときには入札で分取造林をするということなのですか。

○田原課長補佐 公募をかけてとか、そういう方法をとっております。規模的には5ヘクタール程度の箇所を何ヵ所かというものです。一遍に皆伐しますと自然保護とか、そういう観点から無理ですので。

○八田座長 これについては、どんな状況をお知らせいただきたいと思います。先ほど申し上げたのは、立木のある林を入札して、借りることです。土地を借りる。そして、そこで植えることもできるし、伐採することもでき、ただし、最後にどういう林の。

○渕上課長 土地を借りるときに、立木はどうなるのですか。それも国有財産ですが。

○八田座長 それはいろいろあり得ると思います。国有財産のまま、そこから上がってくるお金を国に入れることもあるでしょうし、最後にきちんとある立方でもって戻すから、その間、探ることは自由にできる。そこはいろいろあると思います。

我々が聞いたところでは、県に関しては、県有林に関して貸地という制度があって、そしてそれが近ごろは行われていないと。昔は随分行われていた。それが結局、最終的にどうなっているかというと、ずっとみんな持ち続けているというのです。それではまずいから、もちろん定期借地という概念がなかった時代に始まったわけだから、それがきちんと戻ってくる基準をつくったらどうだろうということなのですけれどもね。

○渕上課長 冒頭お話しましたけれども、やはりここにあります国有林の場合、基本的に奥地で、9割が保安林です。基本的には公益的機能をきちんと維持していく施業をやっています。そういう管理方針をもって計画を立てて管理しているというのが基本なのです。

そういう意味では、国土保全上の例ええば国交省さんの災害関係の調整だとか、環境省さんと生物多様性の関係の調整だとか、そういういろいろな国民の期待に応えるべく公益的機能も維持しながら、さらに木材生産もあわせて、森林は多面的機能を持っていますから、そういう総合調整を林野庁の職員がみずから管理しながら、ただし、施業というか、実施に当たっては民間のノウハウ、民間の効率的な取り組みを生かしながらやっているわけです。その中で、借地でやられるというのは基本的には国有林のところを管理経営を放棄すると。

○八田座長 その期間ですね。それは公物管理と同じですね。コンセッションと似ている面があるから、いろいろな考え方があると思いますけれども。

○渕上課長 それは恐らく20年のときにも同じような議論があつて、八田先生とも私どもの前任が御議論させていただいたと思うのですけれども、当時やはり議論になったのは、そういうところは、基本的に売り払いをしていくスタイルなのではないのかと。国有林の公益的機能をきちんと維持増進しながら、あわせて保安林だとか、そういういろいろな縛りがある中できめ細かな施業をやりながら森林の維持管理をしていく。国民のレクリエーションの森に使ったりとか、多面的な用途に使いながら国有林という国民の財産を管理していくというところを、藤原造林さんは、私は山も行ったことがあるのでよく知っているのですけれども、1つの企業さんの営利というか、企業目的で経営するところにばか

つとはめるのはかなりなじまない。恐らく今みたいなお話をあれば、藤原造林さんだけではなくて、国有林で貸してくれるのだ、借りたい、借りたいといったら幾らでもいろいろな会社さんがここを貸してくれ、ここを貸してくれという虫食い状態に逆になってくるのではないか。そういうことを一生懸命やるよりも、今、管理ができなくなっている民有林の人工造林地をまとめていく。国有林は3分の1ですから、3分の2の民有林の今、管理を放棄されつつある、所有もわからなくなってきたいるそういった人工林ができるだけまとめていく施策をやることが。

○八田座長 虫食い状態にしないことの重要性は全面的に賛成です。

経済林として成立しないから民間が入っていかないとか、国土保全のために林野庁さんが頑張らねばならないというところはあると思うのです。そういうところは、民間に施業だけやらせることに意味がある。ところが、実際、経済林として成立していくところは、周囲のところと協調しやすいようにするならば、すべてを貸して、管理を委託する。そして、条件をつけて戻してもらうことにすべきではないかということに関して今、御意見を伺ったということです。

では、ほかの委員の方、どうぞ。

○原委員 今のを一通り伺うと、民有林と国有林が入りまじっている状態のところについては本来は売り払うべきだと。

○渕上課長 局所的に見ているので何とも言いたいのですけれども、属地で入りまじっているから判断するのではなくて、このあたりにもう少し団地があるとか、ないとかでもう少し考えるべきで、完全に一体化していないと經營するということではないと思っています。それは作業自体、管理自体が道を通じていって管理しますので、民有林の施業計画もそうですが、昔からブドウの房状で管理ができるというのであれば、必ずしもひつついなくて、こういう団地があれば、これはセットで管理していくことなので、そのあたりはケース・バイ・ケースになってこようかと思います。

○原委員 わかりました。個別判断はあるのだと思うのですけれども、少なくとも、今、国有林として保有されている中で、本来的には売却してもいいのではないかというところはあるのだと思うのですが、そこは今、どこまでを国有林として維持すべきなのか。どこをどういう計画で、プランで売っていくのかというのは何かつくられているのですか。

○渕上課長 基本的には、ある程度そういう売り払いは過去にやってきています。孤立小団地という、都会の中に小団地があるのですけれども、そういったところ、今でも孤立小団地でどうにもならないような、人工林ではないところも結構あるのですが、そういったところもございますが、一定程度、木材生産もできるぐらいのスケールのあるところについては森林經營用財産として国有林で管理していくところがほとんどではないかという整理をしています。

○秋山委員 私は林業の再生というキーワードで考えているのですけれども、まさに先ほどおっしゃったように、民有林のところで經營が成り立っていくにすると。そのためには、

先ほどもおっしゃっていたように、今、小規模分散している状況のものを管理、もしくは経営としてなるべく集積して、林業の低コスト化を進めていくのがまず、基本路線だと思うのです。

そういう頭で見たときに、きょう、島根のケースなどはすごくはっとさせられる図で、国有林と民有林が入りまじっている。多分、ピンク色の民有林のところが相当小規模分散しているのが現状なのか。それともこれが、ちょっと縮尺がわからないので。

○渕上課長 恐らく分散していると思いますけれども。

○秋山委員 そうですね。ちょっとその大きさのスケール感がわからないので。

○渕上課長 ただ、団地化しているので、もしかしたら町有林だとか。恐らくこれは協定を結んだので、今のところそんなに多くないのかもしれません。それか森林組合さんがまとめて一緒にやりましょうと言ってくれたか、ちょっとわかりませんけれども。

○秋山委員 ただ、やはり一体的に経営することのメリットは物すごく大きいと思うのです。そうなったときに、例えば伐採その他の計画を協定を結んでやると。これは1つのやり方だと思うのですけれども、例えば私もヒアリングで藤原造林さんのお話を伺った中ではっとすることがあって、先ほどおっしゃったように、材木の値段はすごく時価みたいにぶれると。でも、一方で買う側の理屈からすれば安定供給を求められている。コストも安定しているほうがいいということを考えたときに、藤原造林さんがおっしゃっていたのは、切ったものを市場に持っていくて、そのときの時価で売るというのではなくて、立木のまま、言ってみれば、在庫を立木のままで持つと。あとは市場のニーズとか、需要家のニーズにあわせて、私は製造業なので、カンバン方式とまでは言いませんけれども、ちゃんとデマンドがあったときに工場出荷をタイムリーに切ってすると。

○渕上課長 マーケットができるといいのですけれども。

○秋山委員 そうですね。やはりそれは林業の再生の1つのブレークスルーといいますか、イノベーションではないかなと思って、そういうことがもしできるとすれば、例えばこういう幾つかのところを国有林もまざっているようなところを一体的に経営できるプレイヤーがもしいれば、そういうところにある意味、経営を委託する。それが先ほど出てきた方法としてはもともと所有権は国にあるものですから、ある部分があるので、ある意味、経営権というか、営業権というか、そういうものを民間に有償譲渡して、地代になるのか、営業権になるのかは国有林側で、国のほうで維持しながら。

○渕上課長 立木で確保したいというのであれば、伐採方法で、切って売るのではなくて、立木のまま売るというのも私たちはやっていますので、そういうものを購入していただければ、その方は立木で2年間とか持つことができるので、購入した方が自分の出荷したいところに安定的に出す仕組みはございます。もともと立木で全部、山の中に立っているので、ある意味で言うと、カンバン方式ではないですけれども、マーケットインで入ってきたものを出していけばいいのですが、そういう仕組みがなかなかできていないというのが。

○秋山委員 そうするためにも、やはり分散しているところはなるべく一体的に管理、も

つと言うと、経営できることが林業再生の次の一步を踏み込むきっかけになるのではないかなと思ったりするのですけれども。

○渕上課長 藤原造林さんのマーケットは非常に小さなマーケットで、オールジャパンでいうと、山梨の場合はニッチな部分に入るのです。オールジャパンでいうと、国産材のマーケット、特に国産材は、藤原造林さんが望んでいる奈良の清光林業、岡橋さんのところの山みたいな100年、200年のすばらしい山をつくって、高価な木材を出荷する先というのはかなりマーケットが違っています、国有林の場合は並材を、量を出していってあげる。特に今で言うと、かつらむきにしていく合板。これは少し曲がっていても使えます。そういう材ではなくて、山に捨てているような材、そういうものを積極的にボリューム感をもって出していってあげるというところが今、国有林に非常に期待されている部分です。

国産材のマーケットの中で17%、18%が国有林材なのですけれども、そういう大きなボリュームをやはり安定的に出していくのが国有林の1つの重要な役割だと思うのですが、それを例えればこれが国有林で、ここに民有林があって、民有林が自分の規模を拡大したいからといってここを削っていけば、これはもう国有林をどんどん削っていくだけであって、一番大きな経営体を小さくしていくだけで、余り意味のない、そんなことよりも、この外側で、里山のほうでもっと積極的にあいていくというか、放棄されている森林を一生懸命まとめていく取り組みをやるべきだと思います。

こういった観点だけ、藤原造林さんだと、ここで書いているのはちょっとエリアが小さいのです。私どもの販売のスケール感というと、山梨県の中でおさまるのではなくて、例えば今だと北海道からどこかよその地方まで持っているとか、九州から中国地方に持っているとか、そういう大きなロットで議論をしなくてはいけない時代に入っています、木材の流通はかなり広域なのです。大きなマーケット。

特に都市部の住宅産業が使っている木材というのはかなりニッチではなくて、広域的な流通。外材が主ですけれども、それに置きかわるのはかなり広域的に流通しているもので製品もしっかりしたもので、ボリューム感もかなり大きな、製材工場で言うと10万、20万、30万m³とかを消費する大きな製材工場さん。こういったところに安定的に出していくという仕組みづくりをするためには、藤原造林さんのところはきっとそういう世界ではなくて、もうちょっとニッチなところで、地元の工務店までつながっていて、価格を、付加価値を上げていくという世界ですけれども、私どもの役目は、まず、国産材を基本的に日本の内でベースとして使っていける仕組みづくりをやっていくのが今、日本の林業の大きな課題で、その中でも国有林の一本化した販売供給というところは非常に重要な。

○秋山委員 おっしゃるとおりだと思うのです。私も全てが藤原造林さんがいいという意味ではなくて、いい発想の部分を、林業の再生という意味では、やはりボリュームゾーンのところがどう変わっていけるかとか、よくしていけるかというところが一番大事だと思いますので、そういういい発想を取り込めないかということなのですけれども。

○八田座長 私は藤原造林の話だけではなくて、昔、規制改革会議で随分いろいろな林業の方のお話を伺ったのですが、皆さん共通していらっしゃるのは、国有林の木が出ていくときは値段が高いときには出し、低いときには出さないと。だから、せっかく外国の価格が上がったときにさあこれからというときに、国有林のほうがそこで出してしまい、市場価格が下がるので民間が売り出すタイミングがなくなってしまうと伺いました。それが長期的な計画に基づいていればいいのだけれども、長期的に国有林の資産の価値を最大化する供給計画をたてることは企業と違って得意でないというわけです。だから、これを民間がそこをやると、将来のための在庫となる蓄積のことも考えてやれるから、値段が今、高いからすぐ大量に出してしまうということにはならない。かなり日本の林業全体の拡充が認められるのではないかというのが昔の議論だった。

今度伺ったのは、借地という制度が少なくとも県有林ではあって、それが実際に活用されているし、そこの下請けもやっているというのです。ほかの人が借地でやっているところをやったりしているということです。そうすると、そのアイデアが使えば、広域的に路網をつくりたりするときも便利だし、実際問題として経営判断をいろいろすることもできるのではないか。先ほどのお話では売却もしているとおっしゃられるわけだから、売却の基準として、その前にどれだけの経営実績があるかなどということをテストする意味でも、こういう借地というのは有効ではないかなと思います。

ちょっと時間がなくなってしまったのですけれども、制度的にもちょっと詰めるところがあると思います。売却の例とか、分収造林の今のケースとかについてもどの程度うまくいって広範に行われているかということも私どもも知りたいと思いますので、今後も御議論させていただきたいと思います。

○渕上課長 今、お話があった話も随分昔の話で、国有林材が市場を乱しているとか、いろいろな話があるのですけれども、今は一般会計化して、新しい仕組みをつくっています。各地の市場、一昨年、その前と木材がすごく乱高下しましたので、それに対して国有林がどういう役割を果たしていくかということで、そういう供給の調整についてもやはりやっていかなければいけないということで、価格とボリュームといったところをいかに安定化させて、マーケットに国産材を入れていくか。こういったところも国有林は積極的に昨年から新しく取り組みを始めたので、そういうところも含めて御説明させてもらえればと思っています。

○八田座長 よろしくお願ひします。それから、きょうは話が出ませんでしたが、コンセッションということも非常に大きな規制改革の課題ですので、その可能性も探していただきたいと思います。

どうも本当にお忙しいところ、ありがとうございました。